

平成28年度第1回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録 (概要)

日 時 平成28年7月4日(月) 午後2時から午後3時40分まで

場 所 総合福祉保健センター6階 大会議室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、渡辺浩隆委員、山根清孝委員、市川正人委員、山澤光史委員、木藤直美委員、山本幸子委員、村田セツ子委員、加藤美智子委員、飯高優子委員、西出信夫委員、鈴木君江委員、早坂ひとみ委員、高橋徹委員(鎌ヶ谷市社会福祉課長)、本間恵委員(鎌ヶ谷市健康増進課主幹)

欠席者 江間由紀夫委員、堀内美穂子委員、井手勝則委員、上谷豪委員

事務局 齊藤実障がい福祉課長、藤嶋晶子課長補佐、櫻井誠支援係長、中村浩主任主事  
米良康史施設長(もくせい園)  
大竹学個別支援部会長、松村幸江福祉サービス部会長、菅谷幸乃発達支援部会長、矢戸孝紀権利擁護部会長

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 なし

配付資料

式次第

障害福祉サービス等の計画と実績値 (資料1)

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (資料2)

平成27年度 相談支援事業 年間実施状況

(もくせい園・サポートネット鎌ヶ谷) (資料3)

地域生活拠点に係る課題状況【黒岩氏補足資料】 (資料4)

研修会案内チラシ (資料5)

平成28年度鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会組織図

平成28年度鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

〈本日の傍聴人及び会議の出席状況について〉

事務局から、傍聴人が0名であること、委員の出欠状況及び会議の成立に必要な定足数を満たしていることを報告した。

## 1 課長挨拶

本日の会議は、平成28年度最初の自立支援協議会となり、委員各位は、今年度から3年間の任期となること、また、現段階では会長、副会長ともに決まっていなため、選出までの議事進行を務める旨を挨拶した。

## 2 委嘱状交付

今回選出された委員に対して事務局より委嘱状の交付を行った。

## 3 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に黒岩史郎委員、副会長に高橋貴子委員が選出された。

## 4 議題

### (1) 各部会からの報告

#### ① 個別支援部会（大竹学部会長から報告）

##### 【テーマについて】

- ・ 各事業所の困難ケースを持ち寄り、特に検討が必要と思われるケースについて検討していく。
- ・ 相談事業所が抱えている問題について情報交換も含めて検討していく。

#### ② 福祉サービス部会（松村幸江部会長から報告）

今年度は、東日本大震災から5年が経過し、本年4月には熊本地震など、各地で災害が続いている。障がい者の災害への備えや、災害時の避難方法、避難所での生活などについて、どのような配慮が必要かをテーマに、事業所同士の情報交換や連携なども踏まえて検討していきたい。

##### 【テーマについて】

- ・ 災害時の障がい者への対応及び事業所間の連携について

#### ③ 発達支援部会（菅谷幸乃部会長から報告）

前年度まで、発達障がいの支援を中心に、事例検討などを行い、話を深めていく中で、再度早期支援の重要性を確認した。早期支援のためには、鎌ヶ谷市子ども発達センターを中心に配布している「サポートファイル」の活用が有効と考え、一層の普及活用を今年度のテーマとした。

##### 【テーマについて】

- ・ サポートファイルの一層の普及・活用について

#### ④ 権利擁護部会（矢戸孝紀部会長より報告）

##### 【テーマについて】

- ・ 災害時などの緊急時の障がい者の権利擁護について
- ・ 鉄道会社及び病院に依頼している差別解消法への対応アンケートの結果についての検討

##### 各部会からの報告についての意見

##### 委員

福祉サービス部会が、福祉避難所について、権利擁護部会が、緊急時の権利擁護についてということだが、内容が重なるようであれば、それぞれの視点から検討を深め、連携がとれれば良いと思う。

##### 委員

福祉サービス部会の緊急時の権利擁護とはどのような内容か。

##### 福祉サービス部会長

災害が起きた時に、後見人が被後見人をフォローすることは現実的に難しい。どういった形で障がい者の権利を守っていけるのかという点を検討していきたいと思う。

#### (2) 基幹相談支援センターの報告（事務局より）

初めて協議会委員に選出された方もいるので、これまでの経緯にも触れながら報告したい。基幹型相談支援センターは、障害者総合支援法により障がい者に対する総合的な相談を行う目的で、市町村が設置できるものと位置づけられている。当協議会の専門部会の一つである権利擁護部会から基幹型相談支援センターの設置について検討すべきとの提言がなされたことを契機に、自立支援協議会として、平成26年9月に「基幹型相談支援センタープロジェクトチーム」を立ち上げ、先進地の視察を含め計8回の会議を開催し、昨年10月に報告書を取りまとめ鎌ヶ谷市に提出したところである。

報告書では、年々各種障害者手帳所持者が増加する傾向にあること、計画相談の導入などにより事務量も増加していること、障がい者からの相談の内容も多岐にわたっていることなどから、限られた人材のなかで支援するためにはより専門的な知識が求められている。これらの状況に鑑み、権利擁護や他機関との連携も含めた総合的な相談窓口として基幹型相談支援センターが必要であるとの内容となっている。

この報告書を受け、市では早ければ平成29年度の設置に向け、現在策定中の市の総合基本計画第4次実施計画（計画期間平成29年度～平成32年度）の事業として位置づけようとしている。

なお、基幹型相談支援センターの運営については、現在、委託する方向で考えており、報告書で求められた機能についても、今後詳細に検討していきたいと考えている。

## 基幹型相談支援センターの報告についての意見

委員

予算措置については大丈夫なのか。

事務局

近隣市の状況を参考に、それと同額規模の額を実施計画にはあげている。

### (3) 地域生活支援拠点について（事務局より） … 資料2参照

平成18年に厚生労働省より発出された「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、平成29年度末までに各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つ整備することとなっている。地域生活支援拠点とは、障がい者の高齢化、重度化、親無きあとを見据えて居宅支援のための事業を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築しようというもので、第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画において、国の指針等を参考にしながら自立支援協議会の中で設置に向けて協議検討するとしている。

国の基本指針では、地域生活支援拠点について求められる機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5点があげられている。

また、整備の方法として国からは2つの方法が示されており、一つは、求められる5つの機能を集約し、地域生活拠点として、グループホームや障がい者支援施設に付加する方法、もう一つは、地域における複数の機関が5つの機能を分担し、面として整備していく方法である。

国がこの指針を出した背景には、障がい福祉を支えるさまざまな資源の整備が個々には進んでいるものの、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的、効果的な地域生活支援体制になっていないという現状から、今ある地域資源を再度見直し緊急時に即座に対応できる支援体制を構築しようという考えによるもので、基幹型相談支援センター同様、市の総合基本計画第4次実施計画に当該事業を位置づけるよう要望しているところである。

さらに、基幹型相談支援センターの目標年度と時期を同じくしていることや、機能の一部にリンクさせられるものがあるため、基幹型相談支援センターと地域生活支援拠点とは並行して検討していきたいと考えている。また、可能であれば基幹型相談支援センターの検討にお集まりいただいたプロジェクトメンバーの委員に加え、市内の主だった事業所を加えて意見交換の場を設けたいと考えている。

### [黒岩会長からの補足] … 資料4参照

平成24年の障害者総合支援法の付帯決議の中に、居住支援と地域支援を一体的に実現させるものを作りたいという構想がでてきた。平成25年の終わり頃に具体化されてきたものである。地域で求められる5つの機能とは、先ほど事務局

から説明があったとおりで、これを、どんな形で進めていくのがいいのか、現在各地でモデル事業が進められている。その中では、①グループホームや入所施設などに、特定の事業者により5つの機能を盛り込む多機能拠点整備型と、②一つの事業所が行うのではなく、役割を分担して複数の事業者により面として5つの機能を持つという面的拠点整備型とがある。いずれにしても、障がい者支援施設やグループホーム、相談支援を行っている事業所などが手を挙げる形になると思うが、運営条件や報酬体制が不明確なところもあり、どこの事業所も静観しているのが現状である。それを受けて、各自治体も手探りの状態にあるというのが個人的な印象である。

2年かけて検討した基幹型相談支援センターと地域生活支援拠点とを別個に考えるのではなく、二つを絡めて議論してはどうかというのが事務局からの説明である。

#### 地域生活支援拠点についての意見

委員

当事者から見ると、この二つの事業は障がい者が地域で自立するために必要な要素が全て入っている。近隣市では多くが既に設置しているので、是非鎌ヶ谷にも作ってもらいたい。

委員

鎌ヶ谷市では面的拠点整備を行っていくのか。

事務局

今決まっていることは、圏域での整備ではなく、鎌ヶ谷市で整備することになるということだけである。面的拠点整備型にするのか、多機能拠点整備型にするのかという点も含めて今後議論したいと考えている。

#### (4) 障害者差別解消法（障害者差別解消法支援地域協議会）（事務局より）

本年4月から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行されている。障害者差別解消法支援地域協議会は同法の17条で規定されている「障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関より構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」とされている。今後、障がい者差別に関する相談がよせられることも十分考えられるので、鎌ヶ谷市としても平成28年度中に組織したいと考えている。

参考までに、千葉県障害者差別解消法支援地域協議会の所掌事項を紹介させていただくと、「障害者差別に関する相談等に係る協議。ただし、地域協議会では個別事案ごとの差別か否かの判断は行わないものとする」、「地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に掲げる協議」とされている。

また、近隣市では松戸・浦安が既に設置しているため、今後、近隣市の動向なども見ながら権利擁護部会の協力を得て整備していきたいと考えている。

## 地域生活支援拠点についての意見

委員

権利擁護部会の中に障害者差別解消法支援地域協議会を設置するということか。

事務局

現状を考えると、権利擁護部会がこの障害者差別解消法支援地域協議会と重複するところが多いと考える。ただ、法律関係の部会員がいないので、事案により法律関係者に加わってもらうような体制を作ることができればよいと考えている。

(5) 第4期障害福祉計画（平成27年度実績報告）（事務局より）… 資料1

### 【障害福祉サービス等の計画と実績値】

事務局より資料のとおり報告

### 【地域生活支援事業の計画と実績値】

主だったところを説明する。まず、全体的に利用率が低くなっているが、支援用具などは耐用年数に幅があるため、計画を立てる上で難しい部分があることをご理解願いたい。

(6) 平成27年度相談支援事業所の実績報告 … 資料3

### 【もくせい園より】

障がい者等の人数の項目に「知的障害」以外ないのは、知的障がい以外の方から相談があった場合、各障がいを専門とする相談支援事業所などにつないでいるからである。

相談支援を利用している障がい者等の実人数については、平成27年度227人であったが、前年度と比べて70人増えている。これは、平成27年度より相談に関わる職員の配置を拡充させたためで、これにより訪問や、個別支援会議が増加し、全体の件数を押し上げている。

## もくせい園からの報告についての意見

委員

支援内容の中に権利擁護に関する支援というものがあるが、どんなものか。

もくせい園

保護者が亡くなり障がい者が独居になってしまい、その財産管理が必要になったため、NPO法人を介して成年後見人を立てたという事例などである。

### 【サポートネット鎌ヶ谷より】

なるべく会って話をしたいと思っているが、相談方法として電子メールが多くなっている。それぞれ事情があるが、なるべく1回は会って話をするようにしている。

支援内容の権利擁護に関する支援は0人になっているが、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を3人に案内し、うち2人は利用している。

## 5 その他

### ・ 研修会のお知らせ

鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会の研修会を下記内容で開催する旨を説明した。

テーマ：福祉避難所のあり方について～私たちにできること～

開催日時：平成28年7月29日（金）14時30分～16時30分

会場：総合福祉保健センター6階 大会議室

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年9月12日

氏名 飯高 優子

氏名 黒岩 史郎